

International Standard for Athlete Evaluation

競技者評価に関する国際基準

2016年9月

はじめに

IPC 競技者クラス分け規程（以後「規程」と表記）の基本的目的は、クラス分けの信頼性を保持し、幅広い層の競技者の参加を促進することである。この目的を達成するために、「規程」はすべての競技に共通するクラス分けの方針と手順を詳述し、すべてのパラスポーツに適用される原則を定める。

国際基準は「規程」を補完するものであり、競技者及びその他の関係者が理解し信頼できる方法で、すべての加盟団体がクラス分けの具体的な諸点を実行できるような技術的及び運用上の基準となっている。

国際基準を順守することは義務である。競技者評価のための国際基準は「規程」及びその他の国際基準と合わせて読む必要がある。

目的

競技者評価に関する国際基準の目的は、現在認められている競技者の障がいの評価手順及び競技クラス及び競技クラスステータス(Sports Class Status)の割り当てに関する詳細を示すことである。

定義

本国際基準は「規程」で使われている定義の用語を使用している。その他に国際基準の中で別途使用されている用語は以下のとおりである。

Adaptive Equipment (補助器具) : 競技者の個別の必要性に応じた用具及び器具であり、競技者が競技会において参加を容易にするあるいは結果を出すために使用する。

Chief Classifier (主任クラス分け委員) : 国際スポーツ連盟が指名し、その連盟のクラス分け規則に則って各競技会におけるクラス分けに関する事項を監督、管轄、調整、及び実行するクラス分け委員

Head of Classification (クラス分け委員長) : 国際スポーツ連盟が指名し、その連盟内のクラス分けに関する事柄を監督、管轄、調整、実行する役員

Evaluation Session (評価セッション) : クラス分けのために競技者が出席を要求されるクラス分けパネルによる判定会。これは競技者が障がいの最低程度基準 (Minimum Impairment Criteria) を満たしていることを評価し、また、競技者がその競技に基本的に必要な作業、活動を行うことが可能である程度に従って競技クラス及び競技クラスステータスを割り当てるためのものである。

Health Condition (健康状態) : 病状、急性または慢性疾患、障害、外傷もしくは精神的
外傷

Medical Review Request (医学的再評価要請) : 国内競技団体または各国パラリンピック委員会が競技者に代わって行う医学的再評価の要請

Protest Panel (抗議パネル) : 抗議の結果実施する評価セッションを行うために主任クラス分け委員が指名したクラス分けパネル

Underlying Health Condition (潜在的健康状態) : 出場資格を満たす障害につながる可能性のある健康状態

1 一般的規定

- 1.1 競技者評価は、当該競技者が競技クラス及び競技クラスステイタスを割り当てられるように、国際スポーツ連盟のクラス分けルールに則って評価判定される過程を言う。
- 1.2 国際スポーツ連盟は、本国際基準と一貫性のある競技者評価の規定を（その競技連盟のクラス分け規則として）発効させ、公表することが求められる。
- 1.3 本国際基準における「競技」は当該競技及び当該競技内のあらゆる個別種目を意味する。

【1.3 項に関するコメント】

競技クラスはその競技自体、またはその競技の種目に関して割り当てられる。（例えば水泳選手であれば各種泳法に対する競技クラスが、陸上競技選手であれば各自の陸上競技種目に対する競技クラスが割り当てられる）本国際基準における「競技」は前述の内容のすべてを含む。

- 1.4 競技者評価は以下の3点に及ぶ。
 - a) 競技者がその競技に出場資格のある障がい(Eligible Impairment)があるかどうかの評価
 - b) 競技者がその競技の障がいの最低程度基準を満たしているかどうかの評価
 - c) 競技者がその競技に基本的に必要な作業、活動を行うことが可能である範囲に従った競技クラスの割り当ておよび競技クラスステイタスの割り当て
- 1.5 競技者がその競技に関して出場資格のある障がいを有しているか否かの評価は出場資格のある障がいに関する国際基準(International Standard for Eligible Impairments)が定めるところに従い、国際スポーツ連盟によって行われなければならない。

【1.5 項に関する補足】

競技者は出場資格を満たす障がいを有している場合においてのみ競技に参加できる。出場資格のある障がいに関する国際基準で定められているように、競技者は出場資格のある障がいにつながる潜在的な健康状態にあることの証明ないしは出場資格のある障がいを現に有していることの証明を国際スポーツ連盟に求められる場合がある。これが求められるか否かは競技者の有する出場資格のある障がい次第であり、その詳しい内容は出場資格のある障がいに関する国際基準に示されている。競技者が出場資格のある障がいを有していない場合は、パラスポーツへの参加はできない。

- 1.6 競技者が障がいの最低程度基準を満たしているか否か、競技クラスの割り当て、競技クラスステータスの指定の評価は競技者評価に関する国際基準に則ってクラス分けパネルによって行われなければならない。

2 クラス分けパネルの作業手順

- 2.1 評価セッションの一部としてクラス分けパネルによって行われるべき競技者評価の内容に関して、国際スポーツ連盟は当該連盟のクラス分け規則に従い、それぞれの競技に対して明確かつ透明性の高い規定を持っていなければならない。

【2.1 項に関する補足】

「競技者評価」という用語は競技者が競技に参加できるようになる過程のすべてを意味する。国際基準は、評価セッションにおいてクラス分けパネルが行わなければならないこの様々な競技者評価の過程の規定となっている。

- 2.2 上記の規定は少なくとも次にあげる各項目を明示していなければならない：

2.2.1 クラス分けパネルには最低2名のクラス分け委員が必要である。例外的状況においては、主任クラス分け委員は1名のクラス分け委員のみで構成されるクラス分けパネルを組むことができる。ただし、該当する唯一のクラス分け委員は医学的資格を有していなければならないという制限を条件とする。

【2.2.1 項に関する補足】

競技会において、フライトの遅延、クラス分け委員の病気やその他の突発事項により、2名以上で構成されるべきクラス分けパネルの委員の数が定数に満たないという如何ともしがたい場合には、「例外的状況」が生じる。この「例外的状況」がいかなる状況であれ、クラス分けパネルを構成する唯一のクラス分け委員は競技者の出場資格のある障がいを評価することに関する医学的資格を有していなければならない。

- 2.2.2 競技者は評価セッションに出席する際に同伴者を一名選ぶ権利を有するが、同伴者は競技者の国内競技団体の一員もしくはNPCの一員でなければならない。競技者が未成年の場合には競技者の国内競技団体の一員もしくはNPCの一員が必ず同伴しなければならない。

【2.2.2 項に関する補足】

状況によっては、国内競技団体の一員もしくはNPCの一員の同伴がない状態で競技者がクラス分け評価セッションに出席することを国際スポーツ連盟は認めてもよい。例えば、競技によっては国内競技団体あるいはNPCが関与せず、競技会に個人の資格で参加する場合がある。

2.2.3 クラス分けはその競技の国際スポーツ連盟が別途規定していない限り、英語で評価を行わなければならない。競技者が通訳を要求した場合には、国内競技団体またはNPCは通訳者を手配する義務を負う。通訳者は競技者が評価を受ける時に、競技者が指名した同伴者とともに競技者に同伴することが認められる。

2.2.4 クラス分け委員長または主任クラス分け委員、あるいはその両者が同意した場合、クラス分けパネルは評価のどの段階においても医学的、技術的、科学的意見をメンバー以外から求めることができる。専門的知識を他から求めることは、クラス分けパネルが競技クラスの割り当てに際して必要であると感じた時のみに限られる。

2.2.5 競技者は使用している薬、医療器具（取り付け、埋め込みを問わず）の全てをクラス分けパネルに提示、報告しなければならない。

2.2.6 競技者はクラス分けパネルが与える指示が合理的なものである限りすべてこれに従わなければならない。

2.3 クラス分けパネルは競技クラス割り当てに際し、当該競技者、国内競技団体、国内パラリンピック委員会及び国際競技団体が提出した証拠資料のみを根拠としなければならない。

【2.3 項に関する補足】

クラス分けパネルが当該競技者の競技クラス割り当てに必要なだと考えるすべての証拠資料を入手できることが肝要である。これは視聴覚的証拠資料の作成または利用、あるいはその両者を含む。視聴覚的証拠資料を用いる際には慎重を期し、使用することにより第三者の権利を侵害することのないよう、十分に注意しなければならない。あらゆる誤用の可能性を排除するために、国際スポーツ連盟は第三者にかかわるデータの使用に関する方針を発効させ公表することが望ましい。

2.4 競技者評価は、クラス分けデータ保護に関する国際基準(International Standard for Classification Data Protection) 及びクラス分け委員団とクラス分け訓練に関する国際基準(International Standard for Classification Personnel and Training) に従って行われなければならない。

3 出場資格のある障がいの評価 (Assessment of Eligible Impairment)

3.1 競技者が出場資格のある障がいを有しているか否かの評価は出場資格のある障がいに関する国際基準に従って行われなければならない。

4 障がいの最低程度基準 (Minimum Impairment Criteria)

- 4.1 国際スポーツ連盟が使用するクラス分けシステムは当該競技への参加に必要となる障がいの最低限の程度を定めていなければならない。これは「障がいの最低程度基準」と称される。

【4.1 項に関する補足】

障がいの最低程度基準を定めるにあたって、国際スポーツ連盟は出場資格のある障がいがいずれの競技を行う上で不利な影響を与えるのかを明示しなければならない。ここで言及する競技とはパラスポーツの場合も同種の健常者競技の場合もあり得る。例えば、ある国際スポーツ連盟は競技者が恒久的な障がいを有していて、健常者が行う同種の競技に参加できない場合、その競技において必要とされる活動をする際に競技者が重大な不利益を感じることなく参加できるように障がいの最低程度基準を定めることができる。

- 4.2 障がいの最低程度基準は、競技者がその競技に基本的に必要とされる作業と活動を行う上で出場資格のある障がいがいどの程度の影響を与えるのかの裏付けとならなければならない。

- 4.3 競技会に出場を希望する競技者はその競技に関する障がいの最低程度基準に相当する出場資格のある障がいを有していなければならない。

- 4.4 補助器具の使用にあたっては、国際スポーツ連盟は次に挙げる障がいの最低程度基準を定めなければならない。

4.4.1 視覚障がいを除く出場資格のある障がいに関して、障がいの最低程度基準は競技者がその競技に基本的に必要とされる作業と活動を行う上で補助器具の使用が与え得る影響の程度を考慮したものであってはならない。

4.4.2 視覚障がいに関しては、競技者がその競技に基本的に必要とされる作業と活動を行う上で補助器具が与え得る程度を考慮したものでなければならない。

【4.4 項に関する補足】

障がいの最低程度基準を定める上での補助器具の役割は競技クラス割り当てにおいて補助器具が果たす役割とは異なる (5.2 項を参照)。視覚障がいを有する競技者に対する対応の違いは、視覚障がい者のクラス分けに付随する従来の観点が考慮されなければならない。この場合のクラス分けは視力の医学的診断において使用される「最大限の矯正」を用いた評価である。

- 4.5 国際スポーツ連盟のクラス分け規則には、その連盟が出場資格のある障がいを確認

した後にその競技者が障がいの最低程度基準を満たしているか否かをクラス分けパネルが評価するのに用いる手順に関して、当該連盟が管轄するそれぞれの競技に関する明瞭かつ透明性の高い規定が必要である。この規定には少なくとも次にあげる各項目が含まれていなければならない。

4.5.1 各競技に関する出場資格のある障がいに適用される障がいの最低程度基準の明確な記述

4.5.2 障がいの最低程度基準を満たしていることがクラス分けパネルによって評価されるという規定

4.5.3 障がいの最低程度基準を満たしていることがクラス分けパネルによって評価される方法

4.5.4 障がいの最低程度基準を満たしていることが競技者の出場資格のある障がいに基づいて評価されるという規定

4.5.5 障がいの最低程度基準が 4.4 項と矛盾したものであってはならないという規定

4.6 競技者が当該競技において障がいの最低程度基準を満たしていないと決定された場合、その競技者は本国際基準に示す「競技クラス不適格 (NE)」を当該競技においては割り当てられる。

5 競技クラス割り当て

5.1 当該競技において障がいの最低程度基準を満たした競技者は、本国際基準 10 項及び 11 項に定められるところに従い、競技クラスを与えられる。

5.2 国際スポーツ連盟のクラス分け規則には、その競技者が当該競技を行う上で必要とされる障がいの最低程度基準を満たしているか否かをクラス分けパネルが評価するのに用いる手順に関して、当該連盟が管轄するそれぞれの競技に関する明瞭かつ透明性の高い規定が必要である。

【5.2 項に関する補足】

国際スポーツ連盟の規則で認められた補助用具の使用は当該競技に必要とされる作業と活動の不可欠な要素である。それゆえ競技者は競技者評価に出席する際には競技で使用する用具を持参しなければならない。従って、競技クラスを割り当てる際には、競技中にストラッピングや手袋のような技術的補助用具が当該競技者の選択により使われることを考慮に入れておかななければならない。例えば、ある競技において車いす競技者の腹部ストラッピングの使用が認められているにもかかわらず、座位のバランスをとることに困難がある競技者が必要なストラッピングを使用しない場合には、その競技者には次のいずれの競技クラスも与えられない。(a) さらに重

度の障がい。(b) 当該競技特有の作業及び活動を行う上でより困難をもたらす障がい。

視覚障がいを持つ競技者に関する現在の評価基準（出場資格のある障がいに関する国際基準を参照）はそれぞれのスポーツ特有のものではなく、従って、現在のところは「当該競技において必要とされる特定の作業及び活動を競技者が行える範囲」について競技者が評価を受けることを必要としていない。国際スポーツ連盟はこれに関する規定案を作成し、遅くとも 2017 年 12 月 31 日までに会員及び IPC にその規定を示さなければならない。

5.3 競技クラスの割り当ては、その競技に基本的に必要な特有の作業及び活動に競技者の障がい及ぼす範囲についてのクラス分けパネルの評価に基づいたものでなければならない。この評価は必要な作業と活動を繰り返し観察できる準備の整った、競技会以外の場で行われなければならない。

5.4 競技クラスの割り当ては、その競技に基本的に必要とされる作業及び活動に対して出場資格のある障がいと与える影響のみに基づいて行われなければならない。健康状態が思わしくないこと、技術的技量の低さ、老化といったその他の要因もその競技に基本的に必要とされる作業及び活動に影響を与え得るが、競技クラスの割り当てにおいて上述の要因を考慮してはならない。

【5.3 項及び 5.4 項に関する補足】

競技者が競技をする上で上述の要因がどの程度影響を与えているかを確定するために、クラス分けパネルは当該競技者の練習経歴、技術的熟練度及び年齢を考慮に入れなければならない。これらの要因を考慮することは、その競技の基本的作業及び活動を競技者が行う際にこれらの要因が競技クラス割り当てに与えている影響をクラス分けパネルが決定する上で有用である。視覚障がいを持つ競技者に関しては、5.2 項に対するコメントが適用される。

6 競技会中の観察

6.1 競技者に対して最終的な競技クラスの割り当て及び競技クラスステータスを指定する前に当該選手が競技会中の観察を受けることをクラス分けパネルが要求できることを国際スポーツ連盟は規定しなければならない。国際スポーツ連盟は、クラス分けパネルが何を観察し、競技会中の観察がどのように誰によって実施されるのかを規定しなければならない。

6.2 競技会中の観察は「初回」に行われなければならない。ここで言う「初回」とは、「当該競技クラスの競技会において当該競技者が最初に競技を行う時」の意味である。競技クラス内での「初回」は、同競技クラス内での多種目を含める全参加を対

象とする。

【6.2 項に関する補足】

可能な限りにおいて、競技会中の観察は競技会の最終段階で行われないようにしなければならない。

- 6.3 クラス分けパネルが競技者に競技会中の観察を要求した場合、その競技者は第一回目の評価セッションの結論としてクラス分けパネルが当該競技者に割り当てた競技クラスで「初回」の競技を行うことが許可される。
- 6.4 団体競技に関しては、「初回」は競技会の予選ラウンドで行われなければならない。競技会中の観察を必要とする競技者たちが勝ち残りラウンドに至る前の段階で「初回」の競技をしていない場合には、そのチームは該当競技者を勝ち残りラウンドに出場させることが許されない。
- 6.5 クラス分けパネルは「初回」の競技を確認した後に競技クラスの割り当て及び競技クラスステータスの指定を行わなければならない。競技会中の観察を終えて競技者スポーツクラスまたは競技クラスステータスに変更が加えられる場合には、その変更は即時有効とする。国際スポーツ連盟は、かかる変更が結果や賞に及ぼす影響に関して、明確な規定を設けなければならない。
- 6.6 競技者が競技会中の観察の後に「競技クラス不適格」を割り当てられた場合には、本国際基準の諸規定が適用される。

7 競技クラスステータス

- 7.1 クラス分けパネルが競技者に競技クラスを割り当てた場合には、クラス分けパネルは競技クラスステータスも指定しなければならない。競技クラスステータスは、当該競技者が将来競技者評価を受けることが要求されるか否か、及び当該競技者の競技クラスが抗議及び上訴に関する国際基準(International Standard for Protest and Appeal) に従って抗議の対象になるか否か、の二点を示す。
- 7.2 クラス分けパネルが競技者に対して指定する競技クラスステータスは次にあげるうちのいずれかである。
 - 7.2.1 C ステータス：認定済み(Confirmed)
 - 7.2.2 R ステータス：再評価 (Review)
 - 7.2.3 日付指定有り R ステータス(Review with a Fixed Review Date)

【7.2 項に関する補足】

国際競技会に参加しているが、以前に国際競技会に参加したことが無い（または国際競技会に復帰した）競技者に対して、国際スポーツ連盟は「N ステータス（新人）」の競技クラスステータスを与えることができる。これは当該競技者が当該競技会でクラス分けパネルの評価を受けることを意味する。この件については下記の 7.8 項に記述がある。

- 7.3 クラス分けパネルが当該競技者に出場資格のある障がいがあり、安定した状態でその障がいがある場合、その競技者は競技者クラス C ステータス(Sport Class Status Confirmed)に指定される。この指定を受けた競技者は以後、いかなる競技者評価も受けを求められない。

【7.3 項に関する補足】

競技者クラス C ステータスが競技者評価を受けを要求されるのは、抗議及び上訴に関する国際基準もしくは 7.9 項に規定された要件に該当した場合のみである。

- 7.4 クラス分けパネルにクラス分け委員が 1 名しかいない場合、そのクラス分けパネルが認定できるのは競技クラス R ステータス（再評価）のクラス資格のみである。

- 7.5 クラス分けパネルがさらなる競技者評価が必要であるとの結論に至った場合、その競技者は競技クラス R ステータスが割り当てられる。この指定に関しては様々な理由が考えられ、その理由には下記の項目が含まれるが、その他の理由もあり得る。

- 7.5.1 競技者がごく最近パラスポーツの競技会への参加を始めた。
- 7.5.2 競技者が持続性はあるが一定していない、変動的及び進行性、またはそのいずれかの障がいを有している。
- 7.5.3 競技者がまだ筋肉的、骨格的に十分に成長していない、あるいは当該競技を行う身体的能力がまだ備わっていない。

- 7.6 国際スポーツ連盟が別途規定していない限り、競技者クラス R ステータスに指定された選手は、いかなる国際競技会に関しても競技会の事前に競技者評価を済ませなければならない。

- 7.7 クラス分けパネルは競技者の競技クラスステータスを次回のクラス分けの日付を指定した R ステータス(FRD)に指定できる。FRD に指定された競技者は確定期日後の最初の機会に評価セッションに出席することが求められる。

- 7.8 競技者は競技者評価を受ける前に国際スポーツ連盟によって競技者クラスを割り当てられることが可能である。これに該当する競技者は競技クラス N ステータスに指

定される。N ステータスの競技者は国際スポーツ連盟が別途規定していない限り、いかなる国際競技会に関しても競技会の事前に競技者評価を済ませなければならない。

7.9 国際スポーツ連盟が競技クラスステータスの指定に使用される基準あるいは方法を変えた場合、当該連盟は競技クラス C ステータス及び FRD に該当する競技者を競技クラス R ステータスに再指定することができる。

8 出場資格に不適格な競技者

8.1 競技者が以下の条項に適合していると国際スポーツ連盟が認めた場合、当該連盟は当該競技者を競技クラス不適格 (NE) に割り当てなければならない。

8.1.1 競技者の健康状態が出場資格のある障がいに結びつかない。

8.1.2 競技者の有する障がいが出場資格のある障がいではない。

【8.1 項に関する補足】

上記の規定は出場資格のある障がいに関する国際基準にさらに説明がある。競技者が潜在的な健康状態（そのような裁定が必要な場合）にない、あるいは出場資格のある障がいを有していない場合、当該競技者は競技クラス不適格 (NE) に割り当てられる。競技者はこの決定の再評価を求める権利を有しない。ただし、このことは抗議と上訴に関する国際基準が定める上訴権に影響を与えるものではない。

8.2 競技者が障がいの最低程度基準を満たしていないとクラス分けパネルが決定を下した場合、当該競技者は競技クラス不適格 (NE) に割り当てられる。

【8.2 項に関する補足】

国際スポーツ連盟が特定の競技者に関して出場資格のある障がいを有すると確証した場合、クラス分けパネルは当該選手が障がいの最低程度基準を満たしていることを評価する立場にある。また、クラス分けパネルは独自の裁量で実際に当該競技者が出場資格のある障がいを有しているか否かに関して、国際スポーツ連盟の決定を再調査することができる。

8.3 競技者が障がいの最低程度基準を満たしていないという理由でクラス分けパネルが競技クラス不適格 (NE) の割り当てをした場合であっても、当該競技者は他の競技に出場する資格を有する可能性があるが、これはその競技の競技者評価次第である。

8.4 競技者が競技クラス不適格 (NE) に割り当てられた場合、その事実によって当該競技者には何ら障がいがないと推断してはならない。

8.5 競技者が障がいの最低程度基準を満たしていないという理由でクラス分けパネルが競技クラス不適格 (NE) の割り当てをした場合、別のクラス分けパネルが当該競技者の再評価を行わなければならない。これはできる限り早い機会に行われる必要がある。2 回目の評価を受けるのが遅れた場合、当該競技者は競技クラス不適格 (NE) に割り当てられ、競技クラス R ステータスに指定される。この場合、当該競技者は再評価を受けるまでは競技会への出場許可を与えられない。

8.6 競技者が障がいの最低程度基準を満たしていないという理由で2回目のクラス分け評価において競技クラス不適格 (NE) に割り当てられた場合、もしくは当該競技会において当該競技者が2回目のクラス分け評価を拒否した場合、その競技者には競技クラス C ステータスが割り当てられ、当該競技者は当該競技会及び以後の全ての競技会への出場許可が与えられない

【8.5 項及び 8.6 項に関する補足】

障がいの最低程度基準を満たしていないとクラス分けパネルが判断したことにより、競技者が競技クラス不適格 (NE) に割り当てられた場合、当該競技者は別のクラス分けパネルによる再評価を受ける権利を自動的に有する。抗議が行われた場合にもこの権利は与えられる。例えば、競技者が競技会への参加が認められるある競技クラスに割り当てられ、その割り当てに関して抗議を行い（あるいは他者からの抗議の対象となり）、抗議パネルが当該競技者に競技クラス不適格 (NE) を割り当てた場合、当該競技者は他のクラス分けパネルの再評価を受ける権利を有する。

9 複数の競技クラス取得

9.1 競技者が当該競技において2件以上の競技クラスを取得する資格がある場合でも、競技者は1競技に対して1競技クラスしか取得できない。

【9.1 項に関する補足】

一部の競技者は1競技に関し2件以上の競技クラスを取得できる状況にある。例えば、ある競技者が身体的障がい及び視覚障がい及び知的障がい、またはそのいずれかの組み合わせを持っている場合がこれにあたる。また、ある競技者が身体的障がいを有しており、その障がいにより2つの異なった種別（例えばアーチェリー、アルペンスキー、ノルディックスキーのような競技における座位及び立位）の競技クラスの取得が可能な場合もある。このような状況がある場合、国際スポーツ連盟は当該連盟のクラス分け規則（及びその他の関連する規則、またはそのいずれか）の範囲内で処置を決定しなければならない。

10 評価セッションに出席しなかった場合

10.1 評価セッションに出席することは競技者個人の責任である。

【10.1 項に関する補足】

該当する場合には、競技者の属する国内競技団体または国内パラリンピック委員会は競技者が確実に評価セッションに出席するよう、適切な手段を講じなければならない。

10.2 国際スポーツ連盟は当該連盟のクラス分け規則に従い、連盟が管轄するそれぞれの競技に対して評価セッション欠席に関する明確かつ透明性の高い規定を持っていないなければならない。この件に関して、「欠席」とは競技者評価を目的としたクラス分けパネルが競技者に対して指定した競技者評価の予約を理由の如何を問わず欠席したことのみを指す。

10.3 競技者が評価セッションを欠席した場合、クラス分けパネルは当該競技者の欠席を主任クラス分け委員に報告する。主任クラス分け委員は、評価セッションを欠席した理由が正当であると判断した場合、改訂した日時で関連する競技会での再評価セッションを指定できる。

10.4 競技者が評価セッション欠席の正当な理由を示すことができない場合、あるいは当該競技者が二回目の評価セッションにも欠席であった場合、その競技者は関連する競技会に参加を許可されない。

【10.4 項に関する補足】

国際スポーツ連盟は競技者が競技者評価を受ける機会を無限に提供する義務を持たない。10.4 項は国際スポーツ連盟が競技者に対してさらなる競技者評価の機会を与えることを排除するものではないが、国際基準は当該競技会において二度評価セッションを欠席した場合には当該競技会への参加を不許可とするに足るという点を明記している。

11 競技者評価の停止

11.1 国際スポーツ連盟は当該連盟のクラス分け規則に従い、それぞれの競技に対して明確かつ透明性の高い競技者評価の停止に関する規定を持っていないなければならない。

11.2 下記に挙げる項目の一つ以上の要件、あるいはそれ以外の要件があつて、クラス分けパネルが主任クラス分け委員と相談の結果当該競技者に対して競技クラスの割り当てができない場合には、当該選手の評価セッションを停止することができる。

11.2.1 競技者側が関連するクラス分け規則のどの条項であっても満たしていない場合

11.2.2 クラス分けパネルが当然要求するいかなる医学的情報であれ、競技者側が提出

できない場合

- 11.2.3 いかなる薬剤の使用（あるいは不使用）及び医学的処置・器具・移植組織、あるいはそのいずれかを競技者が隠ぺいしており、公正な形での評価セッションを行うことはできないとクラス分けパネルが判断した場合。
 - 11.2.4 評価セッションでクラス分けパネルが要求する事項に応ずることに制限が加わる、あるいは応ずることができないような健康状態に競技者があり、クラス分けパネルがその状態では公正な形で評価セッションを行うことに影響が生じると判断した場合、
 - 11.2.5 競技者がクラス分けパネルとうまく意思疎通ができない場合
 - 11.2.6 競技者が身体的または精神的理由により、クラス分けパネルが求める指示に従えないと、クラス分けパネルが合理的意見として判断した場合
 - 11.2.7 競技者がクラス分けパネルのどのメンバーの指示であれ、それが合理的なものであるにもかかわらず、これに従うことを拒否し、その程度がクラス分けパネルが公正な形で評価セッションを行えないほど高い場合
 - 11.2.8 競技者が説明する本人の能力がクラス分けパネルが持ついかなる情報とも一致しない場合
- 11.3 クラス分けパネルによって評価セッションが停止された場合、次にあげる手順が取られなければならない。
- 11.3.1 評価停止の説明及び競技者側に要求される改善点を競技者及び当該競技団体または国内パラリンピック委員会、またはそのいずれかに示す。
 - 11.3.2 競技者が主任クラス分け委員またはクラス分け委員長が満足できるような改善行動を取った場合、評価セッションは再開される。
 - 11.3.3 競技者が指定された期間内に要請に応じて改善行動を取らなかった場合、その競技者に対する評価は終了する。当該競技者は競技者評価が完了するまでいかなる競技会にも参加できない。
- 11.4 評価を停止された場合には、どのようなものであれ意図的な虚偽の陳述がなかったかどうかについてさらなる調査を受ける場合がある。

【11 項に関する補足】

国際スポーツ連盟は、競技者のサポートスタッフが評価セッションの停止につながった競技者の行為に加担した場合、または停止処置を避けるための合理的な手段を取らなかった場合には、国際スポーツ連盟は、懲戒的対応を取ることもある。

12 医学的再評価

- 12.1 競技者の障がいの性質または程度に変化が生じた場合には、その選手に割り当てら

れた競技クラスが適正であることを確認するために再評価が必要となる。この再評価は「医学的再評価(Medical Review)」と呼ばれる。医学的再評価は「医学的再評価申請」があった場合に開始される。

【12.1 項に関する補足】

医学的再評価申請が妥当な事例として次のような状況が挙げられる。外科手術の影響またはその他の医学的治療によって、競技に関連した特定の作業または活動を行う上での競技者の能力に、良い方向であれ悪い方向であれ影響が出た場合。競技者が新たな健康状態または新たな出場資格のある障がいをもつと思われる状況もこの事例にあたる。

12.2 国際スポーツ連盟は当該連盟のクラス分け規則に従い、それぞれの競技に対して明確かつ透明性の高い医学的再評価に関する規定を持っていないなければならない。

12.3 競技者の障がいの性質または程度の変化が、当該競技に必要な特定の作業及び活動をする上での競技者の能力に変化を与え、その変化がトレーニング、健康管理、競技に対する熟練に帰する変化とは明らかに一線を画するものである場合には医学的再評価申請を行わなければならない。競技者、競技者支援者(Athlete Support Personnel)の別なく、競技者の活動能力に関する上述の変化を知りながら、国内競技団体または国内パラリンピック委員会に対してこれを報告しなかった者は意図的な虚偽の行動があった可能性に関して調査の対象となる。

12.4 国内競技団体または国内パラリンピック委員会は競技者に代わって医学的再評価申請を行わなければならない。競技者は医学的再評価申請を行ってはならない。

【12.4 項に関する補足】

医学的再評価申請を国内競技団体または国内パラリンピック委員会が行うことが不可能な場合、国際スポーツ連盟は競技者が医学的再評価申請を行うことを許可できる。

12.5 国内競技団体または国内パラリンピック委員会は医学的再評価申請を完全に行い、どのように、そしてどの程度当該競技者の障がいが増加したのか、及びなぜ当該競技者の競技クラスが妥当なものではなくなったと考えられるのかを説明しなければならない。これは、関連するあらゆる補助資料を含まなければならない。

【12.5 項に関する補足】

一般的に、いかなる医学的再評価申請であれ、合理的かつ詳細にわたる医学的所見を伴う必要がある。

12.6 クラス分け委員長は医学的再評価申請を受理した場合、可能な限り速やかにその申請が認められるか否かの決定をしなければならない。

12.7 医学的再評価申請が認められた場合、当該競技者の競技クラスは直ちに R ステータスに修正される。

13 競技者評価結果の通知

13.1 国際スポーツ連盟は当該連盟のクラス分け規則に従い、それぞれの競技に対して明確かつ透明性の高い競技クラスの公表に関する規定を持っていないなければならない。

13.2 国際スポーツ連盟は競技者評価の結果が競技者本人及び国内競技団体および国内パラリンピック委員会ないしはそのいずれかに確実に通知され、競技者評価の確定の後、極力速やかに公表されるようにしなければならない。国際スポーツ連盟は、かかる通知が実施される方法を特定しなければならない。

【13.2 項に関する補足】

国際スポーツ連盟は競技会開始に先立って競技者評価の暫定的な結果を公表しなければならない。この発表には競技者評価の最初の構成要素に関する結論 (conclusion of the initial components) が出た後に各競技者に割り当てられた競技クラス及び競技クラスステータスが詳述されていなければならない。最初の構成要素は次のようなものである。出場資格のある障がいの評価、障がいの最低程度基準の評価、及び非競技環境において、競技に基本的に必要な特定の作業及び活動を競技者が行う際の競技者の能力の評価。

競技会において評価が行われる場合、主任クラス分け委員は国際スポーツ連盟の技術代表及び大会運営委員会代表者あるいはそのいずれかに、各競技者に割り当てられた競技クラス及び競技クラスステータスについて通知しなければならない。競技会での観察評価が要求されている場合には、この通知は「初回」が含まれる競技種目が行われた直後に行われなければならない。

13.3 競技会終了後、主任クラス分け委員はクラス分けの原表 (Master Lists) が最新のものとなるように、国際スポーツ連盟のクラス分け委員長と連携して作業しなければならない。

14 競技者評価の位置づけ

14.1 国際スポーツ連盟は当該連盟のクラス分け規則に従い、それぞれの競技に対して明確かつ透明性の高い、競技会においてクラス分けパネルによって行われることが

本国際基準によって求められる競技者評価の要素に関する規定を持っていないなければならない。

- 14.2 国際スポーツ連盟は当該連盟のクラス分け規則に従い、本国際基準が競技会以外の時と場でクラス分けパネルによって行われることを求めている競技者評価に関する規定を持っていてもよい。これは、本国際基準において「競技会外」と呼ぶ。

【14.1 項及び 14.2 項に関する補足】

競技者評価は2つの異なった要素から成る。すなわち、関係する国際スポーツ連盟が設定する出場資格のある障がい、及びクラス分けパネルが完了することが求められている残りの要素である。クラス分けパネルが競技会中あるいは競技会外の場合で競技者評価を行う権限を国際スポーツ連盟が付与することを本国際基準は容認する。

競技会外の場合での競技者評価

- 14.3 競技者評価は競技会外の場合及び競技会外の時、あるいはそのいずれかで行うことができる。これはクラス分けパネルが競技者評価を行い、競技クラスを割り当てる際に競技者に可能な限り最善の機会を与えるためである。

【14.3 項に関する補足】

国際スポーツ連盟は競技者評価の全てまたは一部を別競技の競技会場、あるいは必要とされる全ての過程を競技者評価の基準を妥協なく適正に行うのに適したその他の場所（例えばスポーツ科学研究所あるいは弱視鑑定センターなど）で行うことを決定できる。その場合、国際スポーツ連盟はそのような「別の場」が競技者評価の場として適正であることを確認した過程を明らかにする必要がある。

- 14.4 競技者評価が非競技会会場で行われることを国際スポーツ連盟が可能にしたい場合は、その旨を（十分な通知期間において）国内競技団体または国内パラリンピック委員会に通知しなければならない。

14.4.1 競技者評価が行われる競技会外の場合及び日時は関係者に通知されなければならない。

14.4.2 競技者評価が行われる競技は関係者に通知しなければならない。

- 14.5 競技会外での競技者評価は本国際基準及び「規程」に則って行われなければならない。

- 14.6 国際スポーツ連盟は競技会外の場合においてクラス分けパネルが割り当てた競技者クラスに関して、抗議を行う機会を保証しなければならない。競技会外における

抗議パネルがこの抗議を扱わなければならない。会場に抗議パネルがない場合には、当該競技者には競技クラス R ステータスが割り当てられ、その抗議はできる限り早い機会に解決されるようにする。(別の競技会外の機会で行ってもよい)

14.7 国際スポーツ連盟がある競技に関する競技クラスの割り当てが「競技会での観察評価」の対象になる可能性があるとして規定していても、当該国際連盟が当該競技に関して競技会外における競技者評価を可能にすることをその事実が妨げるものではない。但し、次の各項目を条件とする。

14.7.1 当該国際スポーツ連盟が、国内競技団体または国内パラリンピック委員会に対して「競技会外で競技者評価を行うクラス分けパネルは競技会での観察評価を行わなければ競技者評価を完遂することはできないという決定を下すことができる」ということを競技会外で競技者評価を行う前に連絡していること、及び

14.7.2 クラス分けパネルが競技会外で競技者評価を行い、競技会での観察による評価を行わなければ競技者評価を完遂することはできない、という決定を下した場合に取るべき次の手順を明確にしていること。

【14.7.2 項に関する補足】

国際スポーツ連盟はこのような場合に生じる事柄を明確にしておかなければならない。例えば、当該連盟はそのような事態が生じた場合には評価セッションは無効であり、何らの効力も生まないことを明記しておくことができる。このような場合には競技者が評価セッション以前に取得した競技クラスはその種類によらず有効であり、競技者はできる限り早い機会に競技会場での競技者評価を受けることになる。